

令和2年度 第2回春日井市障がい者施策推進協議会 議事録

- 1 開催日時 令和2年9月3日(木) 午後2時から
- 2 開催場所 文化フォーラム春日井2階 会議室A・B
- 3 出席者 委員
会長 木全 和巳(日本福祉大学)
副会長 田代 波広(尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ)
河野 まゆみ(春日井市手をつなぐ育成会)
黒川 修(春日井地域精神障害者家族会むつみ会)
石黒 丞(春日井市社会福祉協議会)
小河 義明(愛知県医療療育総合センター)
飯塚 美由紀(春日井公共職業安定所)
伊藤 徹(春日台特別支援学校)
渡邊 壽(公募委員)
近藤 裕美(公募委員)
オブザーバー 教育研究所指導主事 田中 秀治
事務局 健康福祉部長 山口 剛典
障がい福祉課長 中山 一徳
同課長補佐 勝 千恵
同課長補佐 清水 栄司
同課障がい福祉担当主査 梶原 綾
同課認定・給付担当主査 加藤 寛之
同課主任 井上 大輔
欠席 三輪 裕子(春日井市肢体不自由児・者父母の会)
市川 潔(春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会)
山本 恒子(春日井保健所)
傍聴者 4名

4 議題

- (1) 第4次春日井市障がい者総合福祉計画の実施状況について
- (2) 障がい福祉サービス等の実績について
- (3) 第5次春日井市障がい者総合福祉計画の中間案について

5 配付資料

- 資料1 第4次春日井市障がい者総合福祉計画具体的施策の進捗状況
- 資料2 障がい福祉サービス等の実績
- 資料3 第5次春日井市障がい者総合福祉計画中間案

6 議事内容

【事務局(中山)】 (会議成立の要件等の報告、資料確認)

【木全会長】 今回は委員の皆さんに御意見等を書いていただきました。順に説明いただき、それをできるだけ反映し、最終案に近い形で次回に出させていただきます。

<議題(1) 第4次春日井市障がい者総合福祉計画の実施状況について>

【木全会長】 はじめに、議題(1) 第4次春日井市障がい者総合福祉計画の実施状況について、事務局より説明願います。

【事務局(梶原)】 (議題(1) 第4次春日井市障がい者総合福祉計画の実施状況について、資料1に基づき説明)

<議題(2) 障がい福祉サービス等の実績について>

【木全会長】 次に、議題(2) 障がい福祉サービス等の実績について、事務局より説明願います。

【事務局(加藤)】 (議題(2) 障がい福祉サービス等の実績について、資料2に基づき説明)

<議題(3) 第5次春日井市障がい者総合福祉計画の中間案について>

【木全会長】 最後に、議題(3) 第5次春日井市障がい者総合福祉計画の中間案について、事務局より説明願います。

【事務局(梶原)】 (議題(3) 第5次春日井市障がい者総合福祉計画の中間案について、資料3に基づき説明)

【河野委員】 中間案34ページの基本理念は決定済ということでしょうか。

【事務局(梶原)】 前回、地域共生プランを踏まえ案を提示したところです。

【河野委員】 第4次計画は「安心して自立・共生できるまちづくり」となっており、今回よりも第4次計画の方が良いと思いました。決定済ならこれでも良いとは思いますが、「障がいのある人が 自立・共生できる 安心と温もりのまちづくり」は名詞が並んでおり、前回計画の方が実のあるように感じます。

【木全会長】 上位計画の春日井市地域共生プランはどういった基本理念ですか。

【事務局(梶原)】 「誰もが主役 共に支え合う 安心と温もりのまちづくり」となっており、それをふまえて「温もり」という言葉を今回加えました。まだ決定したわけではありませぬので、この場でご協議いただきたいと思います。

【河野委員】 第4次計画は、自立・共生するのは障がいのある人たちで、その人たちが安心できるという基本理念で、私としてはすごく身近な感じがしていました。しかし今回は、「安心」が後についており、安心できるとか、温もりがあるというように、その名詞につけないと本来の意味合いがつかないと思います。

【木全会長】 先程の地域共生プランの基本理念は、長くて色々盛り込んだ理念で、障がい者計画には「温もり」という言葉を入れたかったということですね。それはそれで良いと思いますので、また次回決めましょう。

【河野委員】 42ページの成果目標について、地域移行できる入所者数はどのように導き出すのでしょうか。施設側から報告があるのか、ざっくりと数値をみて待機者数

を考慮し一割くらい、といったように決めるのか。障がいが重くて入所施設にいる人たちに、一方的に「出ましょう」といっても無理なことです。この部分をどのように考えていくのかお聞きしたいと思いました。

【事務局（梶原）】 原則として国の基本指針が示す目標値に従いますが、施設入所に関して春日井市は実績値が大きく上回っております。現在約 120 名の待機者がおり、入所者が地域移行をしても待機者が入所するため、入所者数の減少はそれほど見込めないと思っております。計画に理由を付せば必ずしも基本指針に従わなくても良い、と愛知県に確認しておりますので、実情に応じて現実的な数字を考えていこうと思っております。

【河野委員】 家族にとって入所施設は一つの資源です。終の棲家といったところで、自分が老いた時に本人が入所していると安心できるのが現状です。そのため、「どんどん施設から地域に出します」といった数値を出すと、とても不安を煽るのではないかと思います。ただし、地域に出る力のある障がい者は一定数いると思うので、彼らが出ていける支援を進めていくのはいかがでしょうか。障がいのある人たちがその人自身に合った生活をしていくべきであり、やみくもにパーセンテージを計画に載せていかないよう、よろしく願いいたします。

【木全会長】 愛知県では、施設入所者一人ひとりに地域移行したいかというアンケートをとり、希望者がいる場合は市町村に連絡し支援の依頼を行っています。また、近年は終の棲家というよりも地域移行を支援する入所施設が増えてきています。しかし一方で、職員配置が悪く十分な支援力の無いグループホームも建てられています。また、医療的ケアを要する人たちの地域生活をどうしたら良いかが課題になっています。今回の成果目標は、こうした課題がまだ国としても整理ができていないところです。

【河野委員】 68 ページの「防災・防犯」の「現状と課題」の下から 4 行目「また、2016（平成 28）年 7 月に発生した障がい者支援施設における殺傷事件を踏まえ、施設等の安全確保を図ることも求められています。」は、津久井やまゆり園のことを指しているのだとわかります。私たち知的障がい者の家族にとって、この事件は重度障がい者は生きる価値が無いという犯人の動機が衝撃的でした。この事件を連想させることを、ただ防犯の話として使われたくないと感じており、他の箇所も具体例を挙げていないので、該当箇所を削除していただきたいです。

また、今後施設だけでなくグループホームや一人で暮らす人も増えていくと思います。障がいのある人に、自分の部屋は大事な家だということを知ってもらえるよう施策を考えていけると良いと思います。

73 ページ「④地域共生社会の推進」の「ア 障がい理解の推進」に「障がい者団体作品展」という記載があります。こちらは、障がい者週間に市役所の市民ホールで開催していますが、様々な事業所が参加しているので団体という言葉は削除していただければと思います。

72 ページ具体的施策「②権利擁護の推進」の「ア 障がい者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施」の「虐待対応や緊急時に一時保護する居室を確保します」の一時保護する居室について、家族が新型コロナウイルスの感染等で自宅を離れ本人のみ残る場合、地域生活支援拠点の緊急預かりやショートステイ等で対応いただけるのか不安です。55 ページ「④感染症予防・対策の推進」の「ア 感染症予防・対策に関する取り組みの推

進」である程度示されると少し安心できるかと思っておりますので、お考えをお聞きしたいです。

65 ページの「①福祉のまちづくりの推進」の「ウ かすがいシティバスの充実」について、「黄色いバス」が定着しているかすがいシティバスですが、時々黄色ではないバスで運行しています。障がいのある人は色の違いで認識できず困ることがあるため、その場合は車両の前面や乗降口に黄色で大きくかすがいシティバスであることを示してもらいたいと思います。また、運転手さんが「今日は代わりのバスですが、同じかすがいシティバスですよ」とアナウンスしてくださいとありがたいです。

【事務局（梶原）】 防災・防犯分野については、施設の防犯の備えに関する記載をしたいので、事件について削除しても支障はありません。表現を改めたいと思います。

「障がい者団体作品展」については、今は事業所や団体に作品を出品していただいておりますが、今後は個人にも出品していただこうと考えています。しかし、個人の作品展と団体の作品展を別々に開催する必要はないと思いますので、ひとまとめにすることは可能だと考えております。

一時保護する居室について、保護者が新型コロナウイルスに感染した方の利用は想定していません。これは高齢分野でも同様ですので、他市の取り組み等を参考にしながら考えていきたいと思っております。

かすがいシティバスについては、車両の前面や乗降口に黄色のステッカーを貼っており、運転手もその旨アナウンスしていると担当課から聞いておりますが、わかりにくければ改めて担当課に申し伝えます。

【石黒委員】 37 ページの「(1) 地域における生活支援の充実」の「主な取り組み」に「相談支援専門員の増員と資質向上」とあり、相談支援専門員の不足は明白ですが、ここで重要なのは相談支援事業所自体の不足だと思います。利用者が事業所を選択するのではなく、利用者が事業所を見つけなければならない状況で資質の向上はあり得ないと思います。そのため、事業所自体を増やすという取り組みも、重点目標にあげていただければと思います。

37 ページの「(3) 障がいに対する理解の促進」「主な取り組み」「障害者の虐待防止に関する啓発」の「障害」は、「障がい」の変換違いかと思っております。

42 ページ表中の「障がい者生活支援センターを知っている人の割合」では、実績値として各年5割以上あるのですが、41 ページの「現状と課題」の下から2行目では「半数以下」と記載されており、この点をご説明いただきたいです。

44 ページの表中の「キ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知」ですが、昨年、支援センターではパンフレットを作成し、医療機関へ配布し周知を図りました。健常者も障がい者も利用されるので、継続して行う必要があると思っております。計画に載せていただければと思います。

49 ページの表中の「ウ 相談支援専門員の資質向上」の「障がい者の基幹相談支援センターと高齢者の基幹型地域包括支援センターが共同で、複合的なケアや制度の狭間に置かれている人の支援などに関する専門職研修を実施します」とありますが、障がい児の分野なので「障がい者基幹相談支援センターと児童発達支援センターが共同で」が適切かと思われました。

73 ページの表中「④地域共生社会の推進」の「ア 障がい理解の推進」の「障がいのある人、高齢者、成年後見など各分野の相談業務を行うセンターを総合

福祉センターに集約し、包括的な相談支援を行います。」について、総合福祉センターに集約されているのは障がい、高齢者、成年後見の相談であり、子どもや生活困窮の相談は無いため、実態に合わせるべきではないかと思いました。

同じく73ページの表中④の「イ 当事者団体やボランティアの活動支援、交流の促進」の「家事等を行う、にこにこヘルプサービスを実施します」について、にこにこヘルプサービスは社会福祉協議会の独自事業であり、市の計画に記載することに違和感があるため、削除または「支援します」「推進します」といった表現に改められてはどうかと思いました。

【事務局（梶原）】 37ページの重点目標について、「主な取り組み」なので全てを載せるわけはありませんが、相談支援事業所の数が足りていないことは重要なことですので、ご意見の通りに追加させていただきます。

支援センターを知っている人の割合については、昨年度実施したアンケート調査結果に基づいております。42ページの「成果目標」における「知っている」人は、「知っている」「聞いたことはあるがよくわからない」の合計の割合であるのに対し、41ページの「現状と課題」は「知っている」のみの割合であるため差異が生じており、表現を修正いたします。

44ページの基幹相談支援センターについて、ご意見の内容を追加させていただきます。

49ページの相談支援専門員の資質向上について、ここは専門職研修のところを「複合的なケアや制度の狭間に置かれている人の支援など」としており、児童分野だけでなく、他分野のことも相談員に学んでいただき、支援に活かす狙いがあります。基幹相談支援センターと児童発達支援センターが合同で行う研修も大切だと思いますが、ここでは他分野での実施を考えております。

73ページの総合福祉センターに集約されているものについては、ご意見の通り改めさせていただきます。にこにこヘルプサービスにつきましても、おっしゃる通り社会福祉協議会の自主事業であるため、削除いたします。

【田代副会長】 資料2でご説明いただいた通り、数だけでなく質の部分も自立支援協議会で検討し、取り組んでいきたいと感じました。特に挙げたのは、行動援護ができる事業所が前回計画から引き続き少ないということです。例えば移動支援の事業所でも、二人対応により障がいの重い方でも社会参加が出来る点も注目していくことだと思います。生活介護についても、障がいの重い方や問題のある方はなかなか受けてもらえない現状があります。

サポートブックの活用については、障がい児の相談支援も進んでいますし、プランも含めてライフステージによって本人の情報や積み重ねてきたものがきちんと盛り込まれ、引き継がれているかどうか検証できると良いと思いました。単にサポートブックが活用されているかの話だけではないように感じました。

計画相談について、最近特に児童発達支援の新規受給者が多いと感じています。児童発達支援は、診断がついていない方や手帳を持ってない方でも、先生や保健師の勧めで療育を受けられます。「制度はよく知らないけど週一回児童発達支援に通いたい」方が「サービス等利用計画をつくらないと利用できない」ので我々のところへ来るが増えているのです。そのような場合はセルフプランとするなど、ある程度優先順位を考えないといけないのではと考えています。事業所数も不足していますが、利用者が増える中でサービス等利用計画を

どの方にもつくるのか、必要に応じてつくるのか、もう一度考える必要があるのではと感じました。

【事務局（加藤）】 計画相談支援について、受給者の伸びが著しいことは市も感じておりますが、現在は全てのサービス利用者に計画相談支援を利用するように進めている状況であり、基幹相談支援センターに計画相談の進捗管理をお願いしております。ただ、今後の状況に応じ見直しも必要と考えております。

【木全会長】 子どもの場合、療育と放課後等デイサービスは分けて考えた方が良いと思います。療育は、健診等も含めた総合的な本人や保護者の支援体制が必要です。その中で後から計画相談支援が入ってきてしまったので、混乱しないよう計画相談を位置付け、整理しないとうまくいかないかもしれないと思います。

【渡邊委員】 障がいのある方で、DVを受けて家を追い出されたとの相談がありました。市役所へ相談に行ったものの、各窓口でたらい回しにされ、その度に時間をつくって行き来し、事細かに何度も説明されたそうです。一つの窓口で上手に進めてくれているのであれば、と思います。私も動いてみてそのように感じました。もう少し高齢者の地域包括ケアシステムのように、見守りを行いながら、障がいのある人たちにも安心したまちづくりを組み込んでいくことも大事だと思います。

また、各分野項目一つひとつを読んでいくと、どう相談すれば良いか、どう連携していくかなどが、大きなランドデザインとしての「温もり」だと思います。長期的には福祉教育の充実・実践だと思いますが、実際は難しいので、行政でいわゆる福祉実践校、研究実践校を設けて、福祉教育の充実を長期的に行い、温もりのあるまちづくりの人材確保をしていくことも必要かと思います。特に県と文科省の福祉についての指定校を受けると、ほぼ10年間ずっと福祉教育が行われ、学校、地域への福祉教育がかなり充実するのではないのでしょうか。第5次計画の中で、春日井市内の学校が福祉実践校、研究実践校の指定を受けることとし、そこでの教育を広めていくことも大切なのではと思います。

【オガザバー（田中）】 市内小中学校において、福祉教育の実践ということで、主に総合的な学習の時間を使って社会福祉協議会とも連携して、各学年の発達段階に応じた取り組みを長年行ってきております。特に小さいうちに行うことが大切だと考えておりますので、今後も様々な実体験を取り組んでいければと思います。福祉教育で指定を受けることはなかなか難しいかもしれませんが、大切な教育だと考えておりますので、継続して力を入れていきたいと思います。

先ほどのサポートブックですが、県の指導で学校教育における個別の教育支援計画を作成することとなり、特別支援学級に在籍のお子さん、通級指導を受けているお子さんについては100%作成しております。学校は保護者と一緒に作成し、小学生から中学生、中学生から高校生まで、引継ぎを行っています。小学生から中学生については100%、中学生から高校生までは大体半分くらいです。特別支援学校の高等部に進学したお子さんについては100%ですが、一般の通信や専門学校、一般の高校に進学したお子さんについては、保護者の判断で引き継がないこともあると聞いております。サポートブック等個別の特別支援教育については、小さいお子さんの段階では保護者が管理しながら、担任と特別支援教育コーディネーターと保護者が、学校生活の中長期の目標を一緒に考えて計画を立てています。今後も両方を使いながら、お子さんの成長に合わせた長期的な支援をしていければ良いと思います。

【木全会長】 サポートブックについて、要はどう使いやすくするかだと思います。学校や地域の支援計画も、ファイリングしてもバラバラになってしまい資源として繋がらないという問題があります。紛失しても誰かが写しを渡せるようにするなど、ライフステージで見守る人が変わっても、地域で見守るツールとして、縦割りでなく、横にも繋がるものになると良いですね。

【事務局（梶原）】 他分野との連携という点については、44ページの「カ 総合的な相談支援体制の構築」が該当します。こちらは他分野も関係するので、関係各課と協議中ですが、反映できることについては入れていきたいと思います。

【近藤委員】 9ページの「5 計画の期間」の年度が第4次計画と比べて西暦と和暦の上下が反対になっていますが、西暦が上の方がわかりやすいかと思います。

基本理念の「自立」と「共生」について、「共生してあげるから自立をきなさい」といった意味に聞こえてしまいます。自立の定義はとても難しく、「自分一人の収入で生きていく」「生活が一人でできる」「身の回りのことが自分でできる」と色々あると思います。地域共生プランの理念を踏まえてということですが、私は「安心して、共生して、温もりのある」ことが前提で徐々に自立できていくのではないかと思います。「温もりのあるまちである」という基本理念で、「自立」という言葉は無くても良いのではないかと思った次第です。

「アクセシビリティ」「〇〇協議会」「〇〇センター」等の馴染みのない言葉が多く、巻末に用語の説明が載っているものの、これは誰のために配るのか、誰が読むのだろうかと感じました。ページ内に解説があれば一つひとつ調べなくても済むと思います。アクセシビリティは日本語で言うてはいけないのでしょうか。また、PDCAなども、市民は皆わかるのでしょうか。

37ページの「(1) 地域における生活支援の充実」の「主な取り組み」には、「増員」「周知」という言葉が多く使われており、曖昧に書いてある部分はどのくらいの数なのでしょう。周知がなかなか進まないことで何年もこうした計画をつくっているのだと思います。より具体的な目標を持つべきではないかと気になりました。

この冊子をつくるにあたり、アンケートの結果や現行計画を見ながら考えていただいて、文言が素敵なところもあります。しかし、継続して計画をつくるのなら、前回計画の目標の何が達成できたか、どこを継続するかなど、流れを踏まえて新たな計画をつくる必要があると思います。またサポートブックの活用の推進は、第4次計画にはあったのに、なぜ今回は削除したのでしょうか。41ページの「1 生活支援」の「現状と課題」の「計画相談の利用」についても、今回から削除されており、同様です。

48ページの「児童発達支援センター」は「てくてく」と「春日井こども学園」のことかと思いますが、図も用いて説明するとわかりやすいと思います。

51ページの「③教育環境の充実」の「ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上」の研修開催について、実施回数の予定をお聞きしたいです。

51ページの「④障がい福祉教育の充実」の「イ 交流学习などの推進」の交流学习について、通常学級と特別支援学級の交流は貴重な経験になります。その機会が豊富な環境で育てば、大人になってから自立や共生などと言わずに、自然とそういう社会ができていたと思います。そして今、交流学习というものが、どれだけ実効性を持っているかと感じます。その子の特性を話して、特徴

的な行動をしても温かく包むというのが本来の交流ですが、実際は、特別支援学級の子どもが時間中一言も声をかけられずに、ただ同じ教室に入って帰っていくだけこともあります。このような交流は何のためにあるのかと思います。特別支援学級に分けること自体が良いのかとも感じます。本当にその子らしさを受け入れられるような、楽しい時間を共有できるような交流であってほしいと心から思いますので、もっと良い言葉があるかもしれませんが、交流のところに「差別感がわかぬように、細心の配慮を持って」を付け加えてほしいです。

67 ページの「①情報提供の充実」の「ア 制度やサービス内容の周知」で、障がい福祉サービスガイドなどはどこに配布するのかと思いました。現場で活きるものにしてほしいので、現場の人の目に届きわかりやすい内容にしないと、かたちだけになってしまうような気がします。

71 ページの「10 差別の解消及び権利擁護の推進」の「現状と課題」の成年後見制度の認知度について、引き続き行う「周知」「啓発」は、何年も同じやり方で続けて良いのか、やり方を変えなくて良いのかどうか、気になりました。

72 ページ、「意思決定支援」が第4次計画から今回計画にあたって、削除となった理由を教えてください。

学校生活支援員という言葉調べてみると、「大人の支援に向けた生活支援員」「発達障がいの可能性のある児童に対する指導員」といったように、自治体によって説明が異なり、特別支援教育に対する「支援」というニュアンスが消えているように感じます。この名称にされた理由をお聞きしたいです。

【オガザバー (田中)】 第5次計画は全体像であり、細かな実施方法は教育委員会で検討していきますので、第5次計画の記載はこのままでいかせていただければと思います。

学校生活支援員については、特別支援学級における特別支援ではなく、通常学級などの様々なところで臨機応変に活躍いただく方が良いという判断で、名称を変更しております。

【近藤委員】 雑用に使われてしまうことはないですか。

【オガザバー (田中)】 そういったことはありません。

【渡邊委員】 福祉実践校をつくれれば、より交流できると思います。教育委員会と絡ませてより根本的なところからやるべきではないでしょうか。ただ、それを学校の中でどう進めるのかが大切です。教育委員会を通して、「安心して」の考えにもとづいた、グランドデザインとしていただきたいと思います。

【木全会長】 残りのところで、削除されている箇所などについてお話をお願いします。

【事務局 (梶原)】 基本理念につきましては、先程お話がありましたので、また、次回までに検討させていただきます。

また、わかりにくい言葉につきましては、用語説明として今回も巻末に説明を掲載させていただく予定です。

37 ページの「相談支援専門員の増員」については、「1 生活支援」の成果目標に一つの項目となっておりますので、こちらも、次回目標値をご提示させていただきます。その他の部分の具体的な取り組み、具体的な数値、周知の方法などは、第5次計画の進捗管理の際に実施状況を含めご報告をさせていただきたいと考えております。

37 ページの重点目標については、主な取り組みのみを書かせていただきました。「サポートブックの活用」を追加させていただくことについては、検討させていただきます。

72 ページの意思決定権については、44 ページの「③自立した生活を支えるサービスの推進」の「ア 意思決定支援の推進」に移動させていただきました。

【木全会長】 「自立」という言葉は「障害者自立支援法」の時に使われましたが、障がい当事者から「無理やり自立させられるのは勘弁してくれ」という声が上がリ、「障害者総合支援法」へ改正時に第一条の目的の条文から削除されました。今は「自立」という言葉は理念では使われませんが、国にとっては外したくない言葉なので、総合支援法の後半の条文に残してあります。「自立支援協議会」という言葉についても、国は「その言葉はおかしいので、各地域で好きなように使っていていいですよ」という経過があつての「自立」という言葉です。言葉の難しさも含めて、引き受けなければいけない大切なポイントだと感じました。

アクセシビリティは、国際権利条約の英語を誰も日本語に要約しなかっただけのことです。要は、近づきやすさ、接近のしやすさ、接近できることとのことで、交通だったり情報だったりサービスだったり、あらゆる接近です。

【黒川委員】 71 ページの「基本的方向」「共生社会の実現に向け、当事者団体の活動を支援します」とありますが、取り組みでは周知や講演会の開催となっています。実際の当事者団体は実績をあげにくく、私たちも苦しんでおります。「活動を支援します」といっても何を支援するのだろう、どんな活動を支援するのだろう、ということです。次回ご説明いただければと思います。

73 ページの「④地域共生社会の推進」の「イ 当事者団体やボランティアの活動支援、交流の促進」のボランティアについて、市の支援をいただきながら10年近く続け、利用者からは好評をいただいておりますが、ボランティアの高齢化に伴い継続が難しくなっています。成果目標でボランティアを何団体つくると設定することはすぐわないかもしれませんが、この文言は抽象的な表現なので、何とか具体化していただきたいです。

【木全会長】 近藤委員からも具体的に、という話が出ており、取り組みで書き込めるところもあります。しかし、すべてが書き込めるわけではないため、大事なところだけはいくつか皆さんにも考えていただきたいです。成果目標としては、いくつも設定することはできませんが、3年間で共通したものを検討し、次回までにまとめて皆さんにお配りできるようにします。

【小河委員】 50 ページの「②障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減」の「ウ 発達や言語に心配のある子どもと親の支援」について、今回、「ペアレントトレーニングを実施します」と追加されています。私どもの医療療育総合センターでも事業を行っており、今年度も春日井市には親子支援プログラムをやっていただいております。来年度以降もペアレントメンターにさらに活躍いただけるよう、事業を増やしていきたいと考えています。

【伊藤委員】 56 ページの「4 教育」の現状と課題で「園や学校が遠い」というアンケート結果が書かれていますが、それに対する具体的な施策がありません。園は私立、特別支援学校は県立なので市計画の施策には該当しない、という理解になるのでしょうか。

【事務局(梶原)】 障がい者施策で取り組むのは難しいのが現状です。

- 【飯塚委員】 ハローワークでは、特別支援学校の生徒に来ていただき、ハローワークや市役所の利用方法について説明をしています。高校卒業後、利用できる社会的資源は何があるか、困った時はどこに連絡して、どのような対応をしてもらえるのかを、卒業するまでに本人や保護者に教える仕組みが整うと良いと感じます。
- サポートブックについては、愛知県が推奨しているもので、データベース上に支援内容を書き留めて幼少期からずっと使えるものがあります。このシステムを利用している自治体もありますが、春日井市はご検討されていますか。
- 【事務局（梶原）】 サポートブックについて、春日井市のものは word 形式で一枚一枚書き込むものですが、複数者で共有するようなものについての検討はしておりません。
- 【渡邊委員】 私も以前学校教育課に提案しましたが、同様の回答でした。
- 【木全会長】 個人情報なので管理が難しいという課題があります。他市で発達支援センターを設置した際にオンラインでの情報共有を導入していましたが、保護者や事業所が情報を入力した際の守秘義務など、本当に管理が難しいそうで、あまりうまくいっていないと思います。分厚いリングファイルにしたとしても、それを保護者が紛失したら何ともなりません。本当は、児童相談所のような機関が幼少期から大人になるまで情報を持ち、その後は福祉事業所のような機関が管理すると良いと思います。障がいのある人たちが亡くなるまで、その人を誰かが知っていて見守っている、ということが本当に大切です。
- 【渡邊委員】 高等部で話したことを、事業所へ行ったらまた一から話さなければいけないのは何とかならないでしょうか。
- 【木全会長】 緊急ショートの際は、同じ話を何度もしなくて良いようにファイルを作るといった工夫がされています。しかし、根本的には、相談支援体制などでただ計画を作るのではなく、緊急時や災害時にどうしたいかなど、具体的なことをあらかじめ書き留めておく必要があります。こうした積み上げの仕組みが無いと、保護者や本人もなかなか安心できないと思います。就職時もそうですが、再度始めからアセスメントし直すのは本人にとっても辛いことだと思います。過去に実習に行った情報がコンパクトにまとめられていて、実習でやったこと、できたことがわかるだけでも、ハローワークの相談の仕方が変わってくると思います。そのあたりを今回の計画の中でうまく仕組化できるかが大事です。
- 【事務局（中山）】 次回の会議は、10月13日午後2時からを予定しています。本日もいただいたご意見も含めて、中間案の見直しをさせていただき、次は令和5年度の目標値や活動指標の数値を入れたものをお示しさせていただこうと思っております。
- 【木全会長】 次回まで時間はありませんが、当日までにはより具体的に皆様の意見を反映させたものをお渡しさせていただきます。
- 【事務局（中山）】 長時間にわたり、ありがとうございました。次回もまたよろしく願いいたします。

上記のとおり、令和2年度第2回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び副会長が署名する。

令和2年12月10日

会 長 木全 和巳

副会長 田代 波広